

## 秘密保持契約書（案）

学校法人福岡大学（以下「甲」という。甲の研究担当者：福岡大学 ●学部 ●●●●●●）と●●●●●●（以下「乙」という。）とは、「具体的検討内容を記載」の検討（以下「本検討」という。）を実施するにあたり、甲乙双方が相手方に開示する秘密情報の取扱いに関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### （秘密情報）

第1条 本契約において「秘密情報」とは、本検討の実施に伴い開示側当事者（以下「開示者」という。）から受領側当事者（以下「受領者」という。）に開示された情報であって、次の各号のいずれかに該当する技術上又は営業上の情報をいう。

- 一 文書（ファクシミリ、電子メール、電子ファイル等を含む。）、電子媒体、又はサンプル等の有体物により開示又は提供された情報にあっては、当該文書、電子媒体、又は有体物に「秘密」又はそれと同様の表示が明記されている情報
  - 二 口頭又は視覚的方法により開示された情報にあっては、開示の際に秘密情報である旨を受領者に告げ、かつ、開示後30日以内に開示者が「秘密」である旨を明記した書面その他の媒体を受領者に送付することによりその内容を確認した情報
- 2 次の各号に該当する情報は、前項に基づき定義された秘密情報に含まないものとする。
- 一 開示を受け又は知得した際、既に自己が保有していたことを文書で証明できる情報
  - 二 開示を受け又は知得した際、既に公知となっている情報
  - 三 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
  - 四 正当な権限を有する第三者から適法に取得したことを証明できる情報
  - 五 開示者から開示された情報によることなく独自に開発・取得していたことを証明できる情報
  - 六 書面により事前に開示者の同意を得た情報

### （秘密保持）

第2条 受領者は、秘密情報を本検討のみに使用し、本検討の遂行に携わる限定された自己の構成員又は役員に対してのみ開示できるものとする。

- 2 受領者は、秘密情報の開示に際し、秘密を保持すべき事項であることを明示するとともに、秘密情報の管理について取扱い責任者を定め厳重に管理するものとする。
- 3 受領者は、秘密情報を開示者の事前の文書による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。但し、受領者は、法令に基づき裁判所等の公的機関から秘密情報の開示を求められた場合、当該機関に対して必要最小限の範囲内において秘密情報を開示することができる。この場合、受領者は、開示者に対し当該要求を受けた旨を、速やかに通知するものとする。
- 4 受領者は、秘密情報を開示者の事前の文書による承諾なしに複製及び複製してはならない。
- 5 甲及び乙は、本契約の内容及びその締結の事実に関して、相手方の事前の文書による承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならない。

## (知的財産権)

- 第3条 受領者は、秘密情報に基づいて、発明、考案、意匠、植物品種、データベースの著作物、プログラムの著作物、半導体集積回路の回路配置、及びノウハウの創作が生じた場合には、直ちに開示者に対し通知するものとし、権利の帰属、取扱い等について別途協議の上、決定するものとする。
- 2 受領者は、開示者の事前の文書による同意なしに、秘密情報又は本検討の結果を用いて、知的財産権を出願及び取得してはならない。

## (権利の不許諾)

- 第4条 本契約により、甲及び乙が相手方に対して何らかの権利を許諾したものとみなされず、又、甲及び乙は、本検討に関し、相手方とさらなる契約を締結する義務を負わない。

## (技術情報等輸出)

- 第5条 甲及び乙は、本契約に基づき相手方から受領した秘密情報及びこれを記録した一切の文書等（複製物を含む。）について、全ての関連法規、規則及び命令（輸出規制貨物又は技術情報の輸出に関する外国為替及び外国貿易法を含むが、これに限らない。以下「関連法規」という。）を遵守して取り扱う。
- 2 甲及び乙は、関連法規に基づき必要とされる関係国政府（日本国政府に限らない。）の許可を得ることなく、本契約に基づき相手方から受領した秘密情報、これを記録した一切の文書等（複製物を含む。）及びこれらを使用して製造された製品若しくは装置又はこれらに係る役務を輸出又は再輸出してはならない。

## (反社会的勢力の排除)

- 第6条 甲及び乙（法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。）は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
- 一 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団関係企業、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）に該当しないこと
  - 二 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結する者でないこと
  - 三 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
    - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
    - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は相手方の信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当した場合は、相手方は、何らの催告なしに本契約を解約することができる。
- 一 前項一の確約に反する申告をしたことが判明した場合
  - 二 前項二の確約に反し契約をしたことが判明した場合
  - 三 前項三の確約に反する行為をした場合
- 3 甲又は乙は、前項により本契約を解約したことにより相手方に損害が生じたとしても、一切

の損害賠償義務を負わないものとする。

(損害賠償等)

第7条 甲又は乙が本契約に違反し相手方に損害を与えた場合、損害を被った当事者は、相手方に対して当該損害の賠償を請求できる。

(契約の有効期間)

第8条 本契約の有効期間は本契約締結日から本検討が終了したとき、又は●●●●年●●月●●日の内早く到来する日までとする。但し、甲及び乙は、当該期間満了前に協議の上、本契約の有効期間を変更することができる。

2 受領者は、開示者が秘密情報の返却又は破棄を要求した場合、若しくは本契約が終了した場合、直ちに秘密情報に係る文書、電子媒体、又はサンプル等の有体物（これらの複写及び複製したものを含む）の全てを開示者の指示に従って返却又は破棄するものとする。

3 第2条及び第3条の規定は、本契約終了後も3年間有効に存続するものとし、第5条、第7条及び第10条の規定は、対象事項が全て消滅するまで有効に存続する。

(協議)

第9条 本契約に定めのない事項又は本契約の各条項の解釈に疑義が生じたときは、甲及び乙は誠意をもって協議の上、これを解決するものとする。

(管轄裁判所)

第10条 本契約に関する訴訟については、被告の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保管する。

●●●●年●●月●●日

(甲) 福岡県福岡市城南区七隈八丁目19番1号  
学校法人福岡大学  
福岡大学長 永田 潔文 印

(乙) 住所  
機関名  
役職・氏名 印